

呼値の単位の段階的な見直しに伴う「業務規程」等の一部改正について

平成25年11月8日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「業務規程」等の一部改正を行い、平成26年1月14日及び7月22日から施行します（詳細につきましては、「規則改正新旧対照表（平成26年1月14日施行）」及び「規則改正新旧対照表（平成26年7月22日施行）」をご覧ください。）。

今回の改正は、幅広い層の投資者の利便性向上を図る観点から、株式会社東京証券取引所における特に流動性が高い株券に係る呼値の単位の見直しを図るため、所要の改正を行うものです。

なお、今回の改正は、市場関係者のシステム対応や価格形成、注文件数に与える影響等を鑑み、段階を分けて施行します。

改正の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

1. 呼値の単位の見直し（フェーズI）

（1）概要

- ・ TOPIX100（株式会社東京証券取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から同取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同取引所が算出するものをいう。以下同じ。）を構成する株券で当取引所に上場する株券に係る呼値の単位について、1株の値段が1万円以下の場合は1円、1万円を超え5万円以下の場合は5円、5万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え50万円以下の場合は50円、50万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え500万円以下の場合は500円、500万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円に変更します。
- ・ その他の株券に係る呼値の単位については、見直しを行いません。

（2）施行日

- ・ 平成26年1月14日に施行します。

※ 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年1月14日以後の当取引所が定める日から施行します。

（備考）

- ・ 業務規程第14条第3項第1号

2. 呼値の単位の見直し（フェーズⅡ）

（1）概要

- ・ TOPIX100を構成する株券で当取引所に上場する株券（売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものは、その他の株券に係る呼値の単位を適用します。）に係る呼値の単位について、フェーズⅠで見直しを行った呼値の単位から、1株の値段が1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超え5,000円以下の場合は50銭、5,000円を超え1万円以下の場合は1円に変更します。
- ・ その他の株券に係る呼値の単位については、見直しを行いません。
- ・ なお、株券の呼値については、1円を下限とします（1円未満の値段による呼値は行えないこととします。）。

（2）施行日

- ・ 平成26年7月22日に施行します。

※ 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年7月22日以後の当取引所が定める日から施行します。

・ 業務規程第14条
第3項第1号

・ 呼値に関する規
則第4条の2

以 上